第 14 号
発行＝小国町役場
編集＝総務課
印刷＝小千谷市 位下印刷

広報 おぐに

昭和45年6月15日発行

小国町の人口

男	5,534人
女	5,804人
計	11,338人
世帯数	2,539

昭和45年5月30日現在

小国町成人式

成人の日は一月十五日ですが、積雪と出稼等により当町は五月二十日に実施しております。成人としての心機の転換とけじめをつけるこの一日に関心も高まり、遠い勤務先からも多数参加して賑き盛大でありました。

町長式辞を始め来賓祝辞もひとしく若い世代に対する期待と成人として得た権利を正しい判断に基ずいて行使し、強固な意志と責任ある行動で将来に邁進し且つ町の発展に寄与されるようお願いし、成人式代表も亦たゆまね研修と努力により教養を高め、社会に貢献することを誓いました。

記念撮影、記念品贈呈、映画鑑賞のあと祝の赤飯で会食交歓し、楽しくひとときをすごしました。

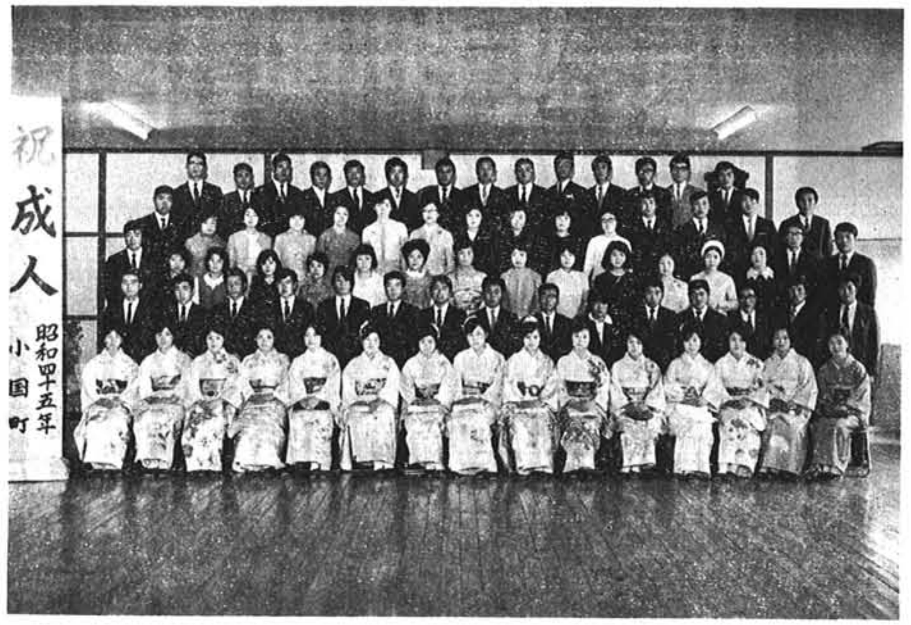

小国町職員採用試験公告

昭和45年6月15日 小国町長
小国町大字法坂七九三
電話 代表 中里 一六〇

一、試験区分

一般事務 採用予定人員 女子5名

二、受験資格

小国町に現住するもの
昭和21年4月2日から昭和27年4月1日までに生まれた者。

ただし次の欠格事項に該当する者は受験できません。

◎欠格事項

1、日本国籍を有しない者

2、禁治産者及び準禁治産者

3、禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三、第一次試験

1、方法

高等学校卒業程度の内容で、公務員として必要な一般知能及び教養について択一式による筆記試験並びに作文試験を行なう。

2、試験日及試験場

昭和45年8月28日に行ない、試験場及び時間等については、新潟県町村人事事務組合で行なう。県下町村の共同試験のため受験申込締切後決定されるので後日連絡する。

3、第一次試験合格発表

昭和45年9月末日に発表し、役場掲示板に掲示するほか受験者に通知する。

四、第二次試験

1、方法

第一次試験に合格した者に対して、口述試験と身体検査を行ないます。口述試験では主として人物について面接を行ない、身体検査では胸部疾患の有無に重点をおいて職務遂行に必要な健康度を有するかについて検査を行なう。

2、試験日及び試験場

後日第一次試験合格者に通知する。

五、身上調査

第一次試験合格者に対して受検資格の有無、申込書記載事項の真否その他について調査する。

六、最終合格者の決定

第一次試験、第二次試験及び身上調査の結果に基づいて最終合格者を決定し、昭和45年11月1日に発表し役場掲示板に掲示するほか合格者に通知する。

七、合格から採用まで

合格者は得点順に採用候補者名簿に登録し一ヶ年の間に欠員を生じた場合採用する。

八、受験手続

1、申込用紙の請求

申込用紙は小国町役場総務課庶務係に請求すること。

2、申込の方法

申込用紙に必要事項を記入し、

昭和45年7月10日までに、小国町役場総務課宛持参して下さい。

清掃車を利用するみなさんにお願い

清掃車の利用は、近年著しく増大しており当町におきましても、四十四年度中に約七五〇件の申し込みがあり、柏崎刈羽管内では柏崎市につぐ利用件数になっております。このほとんどが降雪の影響で春（五月）と秋（十二月）に集中しますので、この時期は早目に申し込むようにして下さい。

又清掃車が汲取りを行う場合次の事についてみなさんの協力をお願いします。

◎バケツに一杯の水を用意して下さい（汲取りの終った時必要です。）

◎その日家を留守にする場合は汲取用証紙は隣の家にお願いするか、どこか袋にでも入れて目につくようにして下さい。

◎申し込みが集中した場合希望の日に行けないことがありますがその時には次の配車日には必ず配車しますので、その点を了承願います。又申し込みは余裕を見て早目にお願いします。

尚、小国町への配車は、第一、第三水曜日となっております。詳細は役場住民課へお問い合せ下さい。

火の用心

【ねたきり老人の医療費】

生活実態調査が実施されます

（住民課）

老人問題の背景は、極めて複雑多岐であるが、施策の推進にあたっては、老人にかかる孤独、貧困、疾病の三悪状態の解消に重点を指向しながら積極的に推進しなければならない。この調査は、特に脳卒中の後遺症などで身体の自由がきかず一日中ほとんどねたきりで過ごしているいわゆる「ねたきり老人」の医療給付の状況を中心にその疾病の状況等の実態を把握し、より積極的な対策を進めるための基礎資料を得ることを目的とするもの以下調査の対象及び時期などを、お知らせ致します。其の節は役場の係員が戸別（民生委員により対策者調査済）に訪問致します。宜敷く御協力下さい。

1.調査の対象者

昭和四十五年四月一日現在 本県内に居住する六十才以上で何等かの疾病のため六か月以上、一日のほとんどねたきりの状態で過ごしかつ他人の介ごを必要とする者及び調査日現在一か月以上ねたきりの状態で過ごしておりかつ他人の介ごを必要とする状態が六か月以上続くと思われる者

2.調査時期

昭和四十五年六月一日～七月三十一日

3.調査項目

調査票に記載されている項目（省略）

4.調査方法

保健婦その他市町村職員による訪問面接調査

銃砲刀剣類登録審査会

家屋の改築等により銃刀剣類を発見した場合は、まず警察に発見届をしなければなりません。それから県の教育委員会審査を受けて登録し、所持出来ることになります。

今年の刈羽郡の審査会は、次のように決まりましたのでお知らせ致します。

日時 六月二十五日
場所 柏崎市中央公民館

当日持参するもの
一 柏崎警察署の届出受理証
一 発見した銃刀剣類（包装）
一 登録手数料一件四〇〇円
一 印鑑

㊟今迄に届出をしたがまだ登録していない人は、警察の受理証を持参。

今はじめて発見届をする人は、警察署へ先に届出をしてから審査会場へ行って下さい。

みんなで
交通災害共済に
加入しましょう

来年から

葉たばこ苗と水稲稚苗（機械田植苗）を生産

―小国町育苗センター設置計画―

三月のはじめから雪を割って親床をつくらなければならない葉たばこ苗の生産と、機械田植用の苗を大量に育苗しようという一石二鳥を考えた「育苗センター」の設置が決まりました。

この事業は山村振興事業として県と町の補助を受けて、たばこ耕作組合と上小国、小国町の両農協が共同出資をして実施するものであり、小国町新町地内に今年中に建設される予定である。

施設は、二・五間×十二間の鉄骨ハウスのなかで多段式の箱育苗を行うものです育苗規模は葉たばこの苗を十一～十二ヘクタール分を先ず育苗し、その後、水稲の苗を二十五～三十ヘクタール分生産する能力をもつものである。

育苗センターの建設により、山間地や出稼農家の葉たばこ耕作がやりやすくなり、又、水稲の機械田植は一反を一時間～一時間半で植付けてしまうもので、今後は労働力不足のなかで急速に普及してゆくものと期待している。

この為、とりあえず田植機は育苗センターに三台設置して、貸付け又は請負田植の方向で検討をすすめている。

今回設置の施設はあくまでモデル施設として設置するもので、今後の普及にあわせて更に二～三ケ所を設置する構想になっている。

今春の異常豪雪に補助金を支出

本年三月の異常降雪による消雪のおくれは、水稲をはじめ農作物に大きな被害を与えるものと心配されていましたが、農家各位のご努力により、その後の順調な天候も幸いし、ようやく遅れをとりもどしてきている感があります。

町では農業改良普及所をはじめ関係機関の協力を得て、豪雪対策のためのチラシを配布してまいりましたが今回、県の豪雪対策事業の一環として消雪促進、苗代消毒等各種事業に対して補助金を支出することに決定した。

尚、補助金の総額は八五万六千円であり、県と町が夫々半額づつ負担することになり、水稲苗代消雪事業や苗代病害虫防除事業は各農協、農家組合を通じ各農家へ配分されることになる。

事業別実施基準はつぎのとおり。

事業別実施基準

事業種目	事業主体	補助基準	予定事業量	（補助金額）事業費	左のうち県費補助額
1消雪促進事業			a		
①水稲苗代	各農協	撒土、ケイカル撒布等により消雪促進を行った場合 10a当り 600円	5,760	345,600	172,800
②葉たばこ本圃	たばこ耕作組合		2,700	162,000	81,000
③稚蚕共同桑園	各農協		240	14,400	7,200
計			8,700	522,000	261,000
2苗代病害虫防除事業	各農協	10a当り 200円	4,227	84,540	42,270
3桑園共同生産事業	各農協	10a当り 5万円	30	150,000	75,000
4予備稚蚕児配布施設	各農協	1箱当り 5,000円	20箱	100,000	50,000
合計				856,540	428,270

四十五ヘクタール 百八十二トン

―小国町の米生産調整計画まとまる―

春以来、米の生産調整（水田の休耕、転作）について皆さん方のご協力をお願いしてまいりましたが、この程小国町の集計結果がまとまり県に提出した。

結果は小国町への配分面積九十九ヘクタールに対し実施計画面積は四十五ヘクタールで達成率は四十五・六%、配分数量四百四十五トンに対し百八十二トンで達成率四十・八%という結果でした。

この達成率は県全体の達成率の約半分ですが、当初三十ヘクタール位という見込み面積をはるかにこえたという結果であります。

生産調整実施農家は四百三十七戸で一、一六五筆となっており休耕、転作別面積では休耕が三十三ヘクタール、転作が十二ヘクタールであり、転作のうち飼料作物（牧草畑）が五・六六ヘクタール、錦鯉の養魚地転換が四・八ヘクタールと大部分を占めている。

生産調整実施の確認事務は市町村長が県から委任されて実施することになっており、今のところ六月下旬頃より八月上旬までの間に申請された全カ所について確認調査を実施する予定となっている。

尚、補助金の交付は八月中に各実施者より確認に基づいて補助金の交付申請をなし、十月頃までには農協を通じ補助金が交付される予定であります。

税務相談室の開設

五月一日から国税不服審判所の発足によって「協議団」は廃止され、これまで協議団で行なっていた税金についての苦情や相談は、国税局に設けられた「税務相談室」が引継ぐことになりました。

新潟県内の相談窓口として、五月一日から

新潟市営所通二番町六九二の五 電話 新潟（二九）二一五一

に国税局の「税務相談室」が設置され、相談官が派遣され、常駐して苦情や相談にあたっています。

電話や文書でも結構ですから、気軽にご利用ください。

また従来実施していました巡回相談所も開設し、日時場所はそのつどお知らせしますから、あわせてご利用ください。

休耕地対策に万全を

米の生産調整で休耕する水田が三十三ヘクタールありますが、休耕水田を放置しておきますと来年以降、作付に大きく支障をきたし減収することになり、又隣接水田に雑草種子や病虫害発生のもとになるという危険性がありますので休耕地対策には充分注意して下さい。

町、普及所では近日中に休耕地の管理のやり方についてチラシを配布しますので良く読んでその管理に万全をつくして下さい。

尚、休耕地管理のための特別な補助金の支出も予定しておりますが、その詳しいことが決まりしだいお知らせいたします。今の予定では休耕地に対する除草薬剤費や防除費等に補助されることになりそうです。

みどりの大敵

アメリカシロヒトリにご用心!!

アメリカシロヒトリといってもどんな虫かご存知ない方が多いでしょう。

この虫は戦後アメリカから日本に入ってきた樹木の大敵です。

特に植木や盆栽、桑、柿ポプラ等の葉は好んで食べ一丹発生して広がるとまたたくうちに葉をたべつくし丸坊主にしてしまうという恐しい害虫です。

数年前から県内にも広く発生しておりましたが小国町でも昨年八王子（芝の又）のタモ木と七日町の桑園に発生したことが確認されており、本年はかなりの場所で発生が予想されます。

成虫は二化メイ虫のような白い小さなガで幼虫（毛虫）は黒色の体に白い毛のはえた虫でこれが葉をくいつくすのです。

防除は6月と8～9月の年2回発生し、小さい時は巣をつくりかたまって生活しているので早いうちに見つけてその葉なり枝をきりとってスリつぶすか焼いてしまうことがコツです。

又、高い木や広範囲に大量発生した場合は薬剤撒布以外にはなくそうなると大変なことになります。

町ではアメリカシロヒトリ防除対策をたてており、とりあえず皆さんから、この虫がどんなものかをよく知って貰うため色づりのリーフレットを各班回覧でまわすことになっておりますので回覧がまわりましたら必ず見ていただくようお願いします。

その他町では大量発生にそなえて防除専用機を一台購入することにしています。

みどりの大敵「アメシロ」を退治する為、皆さんのご協力をお願いします。

若し発生を発見した場合は町、農協、普及所、共済組合のいずれかにお知らせ下さい。

結核の健康診断を受けましょう

あなたの健康を守るために結核予防法により年一回必ずレントゲン診断を受けるように義務づけられています。レントゲン車の入る限り部落毎に実施しますので必ず受けて下さい。

対象者には個人通知をしますが、通知もれの人は当日会場にて係に申し出て下さい。

尚次の日程により実施しますので当日都合のわるい人忘れた人、時間に間に合わなかった人は最寄りの会場で受診して下さい。

昭和45年度結核健康診断日程表

会場	日	時
芝ノ又公民館	7月1日	10.00～11.00
八王子小学校	7月1日	12.30～ 2.00
中央公民館	7月1日	2.30～ 4.30
鷲之島公民館	7月2日	10.00～11.30
原小屋公民館	7月2日	1.00～ 2.00
千谷沢公民館	7月2日	2.30～ 3.30
武石公民館	7月3日	10.00～11.30
押切公民館	7月3日	1.00～ 2.00
上栗公民館（クラブ）	7月3日	2.30～ 3.30
七日町公民館（クラブ）	7月4日	10.00～11.00
下村公民館	7月6日	10.00～11.30
上村公民館	7月6日	1.00～ 2.00
箕輪公民館	7月6日	2.30～ 3.30
法坂公民館	7月7日	10.00～11.30
桐沢公民館	7月7日	1.00～ 2.00
猿橋三差路	7月7日	2.30～ 3.30
楢沢公民館	7月8日	10.00～11.30
山野田公民館	7月8日	1.00～ 2.00
三桶公民館	7月8日	3.00～ 4.00
上岩田公民館	7月9日	10.00～11.00
法末小学校	7月9日	1.00～ 2.00
原作業所	7月9日	2.30～ 3.30
太郎丸公民館	7月10日	10.00～11.30
諏訪井三差路	7月10日	1.00～ 2.30

!!運転者も歩行者も雨の日は赤信号!!

うっとうしいつゆが訪れいろいろな悪条件で交通事故も増加しています。みんなが事故をおこさないよう事故にあわないよう気をつけましょう。

◎―車を運転する人に―

○雨が降ると視野がせまく、またみとおしも悪く制動距離も長くなるので前方をよく見て運転する。

○雨の日はスリップし、思わぬ事故が起こりがちです。急ブレーキ急ハンドルは絶対にしない。

○雨の日連続進行するときは、車間距離をふだんの五〇%増にして、追突しないよう、また後続車にも注意を与え追突されないよう注意する。

○雨の中の追越しはとくに危険です。対向車が見えたら追越ししない。

○つゆどきは路肩がやわらかく、くずれやすいので路肩にのり入れない。

○自転車や歩行者は、道の水たまりをさけるため急に道路の中央に出ることがある。そばを通るときは減速し、じゅうぶんな間隔をとる。

○交差点、横断歩道にさしかかったら、あらかじめ減速し歩行者に注意する。

◎―自転車に乗る人に―

○自転車はならばずに必ず道路の左端を一列で進行する。

○雨の日に自転車に乗るときは、白っぽい雨衣を着る、また傘をさすなど片手運転をしない。

○右、左折のときは、必ず早目に合図し、前後の車にじゅうぶん注意する。

○ライト、ブレーキ、反射器等をよく整備する。

◎―歩行者に―

○雨の日は車の停止距離が長くなるので、横断するときは、はっきりと手をあげて車の止まるのを確かめてから横断する。止まった車のうしろから別の車がくることもあるじゅうぶん注意しよう。

○雨が降っている夜の横断はとくに危険なので、念には念を入れて無理な横断はしない。

○できるだけ横断歩道を利用し、斜め横断や車の直前、直後からの横断は絶対にしない。

○水たまりなどをさけて道路のまん中に出ようとするときは車の通行にじゅうぶん注意する。